

ボン会議 (SB38・ADP2-2) の結果と評価

2013年8月5日

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

■ 会議の概要

2013年6月3日(月)から6月14日(金)にかけて、ドイツのボンにて、気候変動枠組交渉会議が開催されました。ボンでは、次の3つの会議体で並行して交渉・議論が進められました。

▼1つの特別作業部会

- ① 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合第2部 (ADP2-2)

▼2つの補助機関会合

- ① 実施に関する補助機関第38回会合 (SBI38)
- ② 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第38回会合 (SBSTA38)

2012年末のドーハ会議(気候変動枠組条約第18回締約国会議・京都議定書第8回締約国会合:COP18/CMP8)では、京都議定書第2約束期間を開始するための京都議定書改正を採択するとともに、2013年以降の国際枠組みについて交渉していた2つの特別作業部会¹を終了させ、次期枠組みの主な交渉の場をADPに一本化することを決めました。今回のボン会議は、ドーハ会議の結果を引き継ぎながら、今年11月に開催されるワルシャワ会議(COP19/CMP9)に向けて必要な作業を進めるための会議でした。

2015年の新枠組み合意を目指して設置されている特別作業部会(ADP)では、「2020年までの排出削減努力²の強化」と「2020年以降の新枠組みに関する2015年合意」の二つのテーマについて様々な提案をもとに自由な意見交換を進め、前向きな議論を進めることが期待されていました。ボン会議では、各国の基本的な立場には大きな変化はありませんでしたが、2015年合意に向けた具体的な提案もあり、全体としては前向きな雰囲気での交渉が進みました。

技術的・組織的な議論を行う、定例の2つの補助機関会合(SB)では、途上国の森林減少と劣化からの排出量削減等(REDD+)や気候変動の悪影響に関連する損失と損害(loss and damage)、温暖化防止のための世界の長期目標に関する2013-2015年のレビューなどといっ

¹ 京都議定書の下での先進国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)と気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)

² 交渉会議では、温室効果ガスの大幅な排出削減をめざす意欲のことを「野心(ambition)」という言葉で表現している。「野心の強化」は、排出削減の目標や行動をそれまでよりも強化することを表す。「野心」は、排出削減のみならず、適応や資金などの行動の意欲のことを含むこともあるが、ここでは、「排出削減努力」と表現する。

た個別の論点について作業を進めることが求められていました。SBI は、開会初日から議題の採択をめぐって対立が続き、とうとう実質的な交渉を始められないまま閉会することになりました。交渉の遅れは深刻と言えます。一方、SBSTA は REDD+を始め様々な論点で一定の進展がありました。

予定されていた 2013 年 9 月の国連気候変動会議は開催されず、次の国連会議はワルシャワ会議となる見通しです。2015 年合意に向けて実質的な交渉が始まろうとしている中、日本は排出削減を強化するための検討や政策強化を進めることが求められます。

■ 会議の結果

1. 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP2-2)

ADP は、2011 年末に南アフリカのダーバン会議 (COP17/CMP7) で設置された特別作業部会であり、最も重要な交渉の場です。気候変動枠組条約の下に位置づけられ、すべての条約参加国に適用可能な議定書か、その他の法的文書あるいは法的効力のある合意成果について 2015 年までに合意することを目指しています。各国はすでに長期目標として「工業化前からの地球平均気温上昇を 2°C未満に抑える」ことに合意していますが、各国が現在誓約している自主目標・自主行動では「2°C未満」を達成できないことが明らかになっています。この排出削減努力の現実と 2°C目標の間のギャップ(差)⁴をどう埋めるのかも、ADP の課題です。

2012 年に ADP 会合は 3 回開催され、具体的な交渉の前段階として、ラウンドテーブル形式での議論 (円卓会議形式の自由な意見交換) などを行ってきました。今年 2013 年は、4 年間の ADP 交渉の 2 年目に当たります。

1 年間のうち会合が複数回開かれる場合、「第 1 回会合第 1 部」「第 1 回会合第 2 部」などのように継続する一連の会議となることがあります。4 月 29 日から 5 月 3 日までドイツのボンで開催された ADP 第 2 回会合第 1 部を継続する形での開催であるため今回の ADP 会合は、第 2 回会合第 2 部 (ADP2-2) と呼ばれています。

2012 年末のドーハ会議の ADP では、ラウンドテーブル形式の議論を 2013 年も継続すること、2013 年に 2020 年前の排出削減努力の現実と 2°C目標のギャップを埋めるための行動の選択肢を確認すること、COP20 に合わせて開催される ADP 会合で 2015 年合意の交渉テキスト草案について検討し、2015 年 5 月までに交渉テキストが利用できるようにすることを決めていました。また 4 月のボン会合 (ADP2-1) では、ドーハ会議の結果に基づき、自由な意見交換が進められていました。

今回のボン会議では、これらの会議を受けて、引き続き 2 つのワークストリームと呼ばれるテーマに分かれて議論が行われました (次頁・表 1 参照)。

⁴ 国連環境計画 (UNEP) の『排出ギャップ報告 2012』によれば、現在各国が誓約している自主目標・自主行動がある程度守られ実施されたとしても、「2°C目標」のために必要な温室効果ガス排出削減量との間に 80~130 億 t (CO₂換算) もの差がある。つまり、各国が排出削減努力を強化しなければ、2°C目標は達成できない。

表 1 ADP の 2 つのワークストリーム

	ワークストリーム1	ワークストリーム2
名称	2015 年合意 (2015 agreement)	2020 年までの排出削減努力強化 (pre2020 ambition)
内容	2020 年から実施される新しい法的枠組み(議定書、その他の法的文書、法的効力のある合意成果)について、COP21(2015 年)までに合意するための交渉	すべての締約国による最大限の排出削減努力を確保しながら、排出削減努力の現実と2°C目標とのギャップを埋めるための行動の選択肢を特定し、探求するための交渉
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> ・2015 年合意への条約の原則の適用のあり方 ・2015 年合意の要素(排出削減、適応、資金、技術、能力構築、行動の透明性、REDD+など) ・2015 年合意における各国の排出削減目標の決め方(事前協議・レビュー、衡平性指標、作業のスケジュール) ・2015 年合意の法的形式(議定書、その他の法的文書、法的効力のある合意成果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第 2 約束期間で義務を負う先進国の目標引き上げ、京都議定書で義務を持たない先進国の目標の引き上げ、途上国の排出削減行動の強化、自主目標・行動を宣言していない国による宣言及びこれらを進める方法 ・AOSIS⁶提案(具体的な政策措置やベストプラクティスについての意見交換を行い、専門家や市民社会などの声も聞きながら検討し、議論の結果は各国の閣僚・首脳級に送り、政治的機運を高める) ・HFC、短期寿命気候汚染物質、化石燃料補助金、国際航空・海運などの個別対策 ・国際協カイニシアティブ(ICI)
議題 ⁷	COP17 決定(Decision 1/CP.17)の paragraph 2-6 に関連する問題	COP17 決定(Decision 1/CP.17)の paragraph 7-8 に関連する問題

気候ネットワーク作成

⁶ 小島嶼国連合 (Alliance of Small Island States : AOSIS) は、ツバル、モルディブなどの小さな島国による交渉グループ。気候変動の影響に対して脆弱であるため、温暖化問題の解決に向けて最も積極的なグループの 1 つ。

⁷ ADP2 で採択された議題はこちら。

http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?preref=600007424

①ワークストリーム1「2015年合意」

ワークストリーム1では、ラウンドテーブル・ディスカッション、ワークショップなどの場で、2015年合意の実現に向けて様々な議論が行われました。

・米国提案を受けた議論

今回の会議では「事前の明確さ (ex ante clarity)」について具体的な提案があり、議論が深まりました。これは今年3月に米国が発表した提案がもとになっています。すなわち、各国が自国の2020年後の排出削減の貢献のあり方について案を作成して提出し、2015年合意をする前に国際的な協議を行うことで排出削減努力を引き上げようというものです。今回のボン会議直前にはEUがこの米国提案を受けの形で新たな提案を発表しました。2014年に各国が自主約束を提出し、2014～2015年にかけて最新の科学や衡平性の観点から事前レビューを行なって「2°C目標」に合致するよう目標を引き上げるといいます。EUはさらに引き上げられた目標を2015年合意に位置づけると明言しています。これは2015年合意に向けて各国が今後取り組むべき作業について具体的に示した提案であると言えます。

各国が早めに自主目標を発表し、これについて国際的に事前検証するという意見については、先進国と一部の途上国で理解が広がりました。一方で、どのような事前協議・検証によって野心を引き上げられるのか、EU提案のようなスケジュールで進めることができるのかなどといった詳細な点について各国のイメージは必ずしも共有されているわけではありません。さらに、途上国からは「事前検証が求められるのは先進国のみであり、途上国は自主行動を出すだけでよいのでは」という発言が出るなど、途上国の排出削減義務につながるのを警戒する向きもあります。「事前の明確さ」の提案が、今後の交渉をどのように方向付け、作業計画にどのように位置づけられるのかは予断を許さない状況です。

・衡平性に関する議論

なお、環境NGOの国際ネットワークである気候行動ネットワーク(CAN)は、排出削減努力の引き上げに際しては、「衡平性参照フレームワーク(Equity Reference Framework ; ERF)」を構築すべしと提案しています。これは、条約の原則を基に衡平性に関する複数の指標のセットを特定し、これをもとに各国が排出削減約束を策定したり、比較検証をしたりすることで野心を強化しようという提案です。今回のボン会議ではアフリカの数カ国からERFに賛同するような発言もありました。衡平性について2015年合意にどう反映させるのかは今後の課題です。

・その他の要素についての議論

他の2015年合意の要素については、排出削減と適応のバランスについて考慮すべきであり、排出削減の議論が先行して適応がおろそかになることを警戒する途上国もありました。また、排出削減、適応、資金、技術の4つの柱が重要とするLMDC⁸など、2015年合意の要素の考え方について途上国と先進国の間で依然として隔たりがあります。ただ、こちらにつ

⁸ 有志途上国グループ(Like-Minded Developing Countries : LMDC)は、フィリピン、中国、エジプト、インド、サウジアラビア、ベネズエラなどの途上国による緩やかな交渉グループ。基本的に、先進国の歴史的責任を強く追及し、途上国が義務を負うことに反対する立場をとる。

いてもまだそれぞれの要素がどのような形で 2015 年合意に位置づけられるのかについて具体的な交渉の段階に入っていないため、概念的な議論にとどまっているのが現状とよいでしょう。

・条約の原則をめぐる議論

また、気候変動枠組条約の「共通だが差異ある責任 (common but differentiated responsibility : CBDR)」や「個別の能力 (respective capability : RC)」といった原則をめぐっては、これまでと同様の先進国・途上国の対立が続いています。一部の途上国の経済成長や排出量の急増などを念頭に、時代の変化に合わせてダイナミックな適用の仕方をすべきとする先進国や一部の途上国に対し、条約の原則は不変であり交渉の対象にすべきではないとする途上国が双方の立場について説明を繰り返していました。ただ、各国の発言は抽象的な原則論のようなものが中心で、実際に 2015 年合意にどう反映されるのか、まだ具体的な姿は見えてきません。

②ワークストリーム 2 「2020 年までの排出削減努力の強化」

もう一つのテーマである「2020 年までの排出削減努力の強化」について議論するワークストリーム 2 でも、ラウンドテーブル形式の議論やワークショップの場で自由な意見交換が続けられました。

・排出削減約束・行動強化の方策

各国の排出削減約束・行動を強化するための方策としては、京都議定書第 2 約束期間 (KPCP2) で義務を持つ先進国に対するレビューと目標引き上げ、KPCP2 で義務を持たない先進国による目標の引き上げ、途上国の削減行動強化、自主目標・行動をまだ宣言していない国による宣言といった意見があがりました。また、これらをどのようにして実現していくかについても議論となりましたが、途上国の間では歴史的排出責任や CBDR、RCなどを考慮し、「排出削減努力を強化すべきなのは先進国であり、途上国ではない」とする主張が目立ちました。

・AOSIS 提案をめぐる議論

ボン会議で、一部を除き多くの国の賛同が集まったのは、AOSIS (小島嶼国連合) による提案でした。この提案は、具体的な政策措置や先進事例についての意見交換を行い (まずは省エネルギー・再生可能エネルギーから)、専門家や市民社会などの声も踏まえて検討を重ね、議論の結果は各国の閣僚・首脳級に送り、政治的機運を高めるとするものです。この提案では 2014 年 9 月に予定されている潘基文国連事務総長によるサミットの言及もあり、このような機会に国のトップによって温暖化対策の強化の政治的なイニシアティブが発揮されることをねらっています。政策の先進事例の共有から始めることで、先進国と途上国の「不毛な」論争を超えて、前向きな雰囲気の中で排出削減に関する議論が進んでいくことを期待する声が上がっています。ただ、AOSIS 提案に基づいて行われる議論がどこに落ち着いていくのか、見通しはまだ明確ではなく、引き続き交渉が続けられる見通しです。多くの環境 NGO も AOSIS 提案を支持しており、これを実質的な排出削減に結びつけるためにどうすればよいか、更なる作業の進展を期待しているところです。

・個別対策をめぐる議論

強力な温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン類（HFCs）対策、化石燃料補助金の段階的廃止、国際航空・海運からの排出削減、短期寿命気候汚染物質対策などといった個別対策についても議論になりました。気候変動枠組条約の枠外にある国際協力イニシアティブ（International Cooperative Initiatives : ICI）と連携して排出削減を強化する道について議論されました。個別の論点についてはそれぞれに途上国の中で懸念を持つ国もあり、今回の会議では実質的な合意には至りませんでした。また、ICI 推進による排出削減努力の強化の可能性に期待する声があるのと同時に、ICI が国別排出削減約束・行動を強化しない「言い訳」とされることを懸念して、会議では「ICI は各国の約束・行動強化の代わりになるものではない」との発言もありました。

なお、多くの場合、「努力の強化（野心の強化）」と言えば「排出削減努力の強化」を指しますが、途上国の中には、排出削減だけではなく資金などについても、目標と現実の間にギャップがあり、努力を強化すべきであると主張するところもあります。この背景には、先進国が 2020 年までに年間 1,000 億米ドルを拠出すべきとの合意があるのにも関わらず、先進国の多くが 2013 年以降に資金をどの程度拠出するか表明をしていないことへの不満があると考えられます。

③今後の ADP の作業について

6 月 13 日、ADP の今後の作業の進め方について合意文書が採択されました（表 2 参照）。コンタクト・グループ（交渉をするための分科会）を設置するか否かという議論がなされていましたが、この合意文書には盛り込まれず、新しい ADP 共同議長がワルシャワでの作業について提案することとなりました。

表 2 「COP17 決定書 1 の全要素の実施(FCGG/ADP/2013/L.2)」の要点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ADP は、2014 年に、COP や SB と同時開催する会合に加えて、少なくとも 1 回の会合を開催する。ADP2-3 で追加会合の必要性について再び検討する。・ワークストリーム 1 の下で、締約国とオブザーバー組織は、ADP1-2 の結論に基づいて、2013 年 9 月 1 日までに意見を提出する。・ワークストリーム 2 の下で、締約国とオブザーバー組織は、ADP1-2 の結論と関連し、2014 年の作業計画のための更なる活動について、2013 年 9 月 1 日までに意見を提出する。・新しい ADP 共同議長は、締約国やオブザーバー組織の意見をもとに、ワルシャワでの ADP で、バランスがとれており、集中的でより公式な作業をするための提案をする・条約事務局は、10 月 30 日までに次のテクニカルペーパーを用意する。<ul style="list-style-type: none">-緩和野心強化のための行動、イニシアティブ、選択肢の緩和の便益に関するテクニカルペーパー改訂版-気候変動の影響の異なる要因に基づく適応のための費用、便益、機会（適応と緩和の関係を含む）について、各国の意見をとりまとめたテクニカルペーパー・条約事務局は既存の組織、仕組み、アレンジメントの下でのマנדートや作業の進捗を整理し、概観を示す・ADP 共同議長は ADP2-1 と ADP2-2 における議論に基づいてその進捗についての文書を用意する |
|--|

2. 実施に関する補助機関第 38 回会合(SBI38)

SBI38 は 6 月 3 日に最初の総会が開催され、交渉が始められるはずでした。しかし、初日の議題の採択で議論が紛糾し、そのまま実質的な交渉に入ることができずに 2 週間の会期を終え、閉会するという異例の事態となりました。

問題となったのは、ロシア、ベラルーシ、ウクライナによってなされた、議題の中に COP の意思決定手続きと法的問題についての項目を入れるべきだという提案でした。彼らの主張は、長年の懸念である意思決定手続きについてしっかりと議論をして決めておかなければ 2015 年合意をめざす中で必ずまた意思決定が問題になるだろうというものでした。

この背景には、2012 年末のドーハ会議 (COP18/CMP8) の終盤で、まだ反対しているにもかかわらず、COP 議長が半ば押し切るような形で合意文書を採択したことに対する、ロシア等の強い不満があります。ドーハでロシア等が反対していたのは、京都議定書第 1 約束期間から第 2 約束期間への余剰排出枠の繰越しの制限に関する規定であり、もしロシア等の主張を認めてしまったら環境十全性が大きく損なわれるものでした。今回のロシア等の提案は、コンセンサス方式を前提とした意思決定の手続きを問い直そうとする議論を持ち出すものでしたが、SBI 議長が様々な妥協案を出したにもかかわらずロシア側も一切の妥協をしなかったため、交渉が始まらないまま閉会となってしまいました。

このため、SBI で議論することになっていた様々な論点⁹ (表 3) について、全く進展せずに会議が終わってしまったこととなります。

表 3 SBI38 で議論される予定だった議題(抜粋)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・非附属書 I 国による国別報告書・途上国による国別適切緩和行動・京都メカニズムに関連する事項(CDM の様式、手続きについての再検討他)・気候変動の影響に関連する損失と損害(loss and damage)へのアプローチ・技術開発、技術移転・2013 年～2015 年のレビュー・予算 |
|---|

この中では、特に、脆弱な途上国にとって重要な「気候変動の影響に関連する損失と損害」の論点の議論が進まなかったことはワルシャワに向けて大きな懸念となっています。ドーハ会議の終盤でようやく合意に達した文書には「COP19 で損失と損害に対処するための制度的取り決め (institutional arrangement) を作る」と書かれており、今回の SBI38 は COP19 で損失と損害について合意を実現するための貴重な作業時間だったわけですが、結局実質的な交渉をすることができなかつたのです。ワルシャワ会議でこの論点で合意を実現できるか心配されます。また、条約事務局の運営に関わる予算についての決定の遅れの影響も懸念されます。

⁹ もともと採択される予定だった SBI38 の議題案は次の通り。
<http://unfccc.int/resource/docs/2013/sbi/eng/01.pdf>

3. 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 38 回会合(SBSTA38)

他方、SBSTA では SBI の交渉が行われない分、多くの時間や場所が割り当てられたこともあってか、事前の期待以上の進展があった論点もありました。

まず、途上国の森林減少と劣化からの排出の削減等 (REDD+) の分野では、昨年末のドーハ会議で進展が得られなかったことへの反省があったためか、多くの論点で進展がありました。森林モニタリングシステム、REDD+の実施によって現地に様々な悪影響が出ないようにするためのセーフガード、森林減少の要因についてはワルシャワ会議で合意する予定となっており、他の論点についても交渉を継続することになっています。ただ、REDD+をさらに進展させるには資金の問題を解決する必要があり、ここでの交渉進展には困難も予想されます。他にも、市場・非市場メカニズムに関連する 3 つのテーマ(1)様々なアプローチの枠組み (Framework for various approaches)、(2)非市場アプローチ (Non-market-based approaches)、(3)新しい市場メカニズム (New market-based mechanism) においても議論が行われました。日本政府が主張している 2 国間クレジット制度 (JCM) は様々なアプローチの枠組みに該当しますが、国連でのルールに則るべきとする AOSIS などの国々と独自のメカニズムを推進したい日本などの国との間での合意は進まず、交渉は継続されることになりました。

また、このところ交渉が難航していた農業の分野でもボン会議終盤に、締約国とオブザーバーが 9 月 2 日までに農業分野の適応強化に関する意見提出をすることなどで合意し、交渉が続けられることになりました。

■ **ボン会議の成果と課題**

1. 2015年合意に向けて議論は前進、さらなる具体化を

今回のボン会議では、SBIを除けば概ね交渉は建設的に進められたと言えます。また、REDD+などの論点では、ワルシャワに向けた一定の成果を出したといえるでしょう。

しかしADPはまだ自由な意見交換の段階で、「中身」に関する決定はなく、詳細についてはまだ多くの議論が必要です。各国の基本的な立場はこれまでと変わらず、議論が堂々巡りで、平行線のように感ぜられるときもありました。途上国に更なる行動強化を求める先進国と、先進国に対して歴史的責任を追及しようとする途上国の基本的な対立構造はしばらく続くでしょう。しかし、途上国の中でもAOSISやAILAC¹⁰のように、先進国により大きな責任を求めながらも、気候危機の回避のために途上国も一定の役割を負うべきという途上国は、京都議定書交渉、以前から確実に増えています。また実際に多くの途上国が国内対策の実進を進めてきています。公平で野心的で法的拘束力ある枠組みの実現に向けて、先進国が自らの率先した行動を伴いながら先導的な役割を果たすことはますます重要になります。

2. ワルシャワ会議(COP19/CMP9)に向けて

ドーハ会議(COP18/CMP8)の合意では予定されていた2013年9月のADP会合は開催されない見通しです。このため、次の会合はワルシャワ会議(COP19/CMP9)ということになります。ワルシャワ会議では、2020年前の排出削減努力の現実と2°C目標のギャップを埋められるような行動の選択肢を確認することになっていきますし、ADPを実質的な交渉モードに進めるために、2014年以降の作業計画についても合意する必要があります。また、先述の通り、損失と損害についての制度的取り決めについても合意しなくてはなりません。さらに、ドーハ会議から進展の芳しくない資金問題や、REDD+やメカニズムについても進展が求められます。現在のところ、ワルシャワ会議の成果がどうなるのか、不透明さはありますが、2015年合意に向けて、ワルシャワ会議で明確な成果を得ることが求められます。

ワルシャワの後には2014年9月の潘基文・国連事務総長主催によるリーダーズ・サミット、12月のペルー・リマ会議(COP20/CMP10)、その翌年の冬にはいよいよフランス・パリ会議(COP21/CMP11)が開催され、2015年合意が採択されることとなります。この間のIPCC第5次評価報告書の発表が続き、地球温暖化の最新の知見が共有されることとなります。これらの最新の科学的知見を踏まえ、着実な交渉の進展を経て、2015年合意を必ず実現しなくてはなりません。

¹⁰ 独立ラテンアメリカ・カリブ諸国連合 (Independent Alliance of Latin America and the Caribbean : AILAC) は、チリ、コロンビア、コスタリカ、ペルーなどの国からなる交渉グループ。先進国にはより大きな責任があるとしながらも、途上国も積極的な対策を講じる必要があるとする立場をとる。

4. 日本に求められること

今回のボン会合への日本の立場は、安倍首相が指示した「25%削減の白紙からの見直し」の途中であり、「現在検討中」というもので、それ以上のものではありませんでした。2020年までの排出削減努力の引き上げの交渉に全く貢献できない状況が続いています。政権交代後には気候変動問題への関心は著しく下がり、エネルギー政策と気候変動政策が共に進まず、国際的にも日本に対する信頼感はさらに損なわれています。

2020年までの排出削減目標や計画について、政府はワルシャワ会議（COP19/CMP9）までに新目標を発表する方針とし、現在政府の審議会（中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の合同会合）にて検討中のはずですが、その審議も進まず、2020年目標も設定しなくていいといった意見すら出はじめています。先進国だけでなく主要な途上国も2020年までの排出削減目標・行動をすでに発表している中、先進国であり、温室効果ガスの大排出国の一つである日本が、目標議論が全く進んでいないまま今日までできてしまっていることは、それ自体、大きな問題です。

さらに、万が一2020年までの排出削減目標が大幅に下げられるようなことがあれば、前向きな議論に水をさすこととなります。特に、途上国から反発を招くこととなります。気候危機の深刻性や先進国としての日本の責務を考えれば、2020年目標を引き下げることにはあってはなりません。また、2020年目標を設定しないことなどは論外といわざるを得ません。

また、今後、米国やEUが提案しているような「事前の明確さ」を確保することを具体化するならば、2014年中の自主目標案の発表や、2020年以降の目標についての検討も必要になってきます。国際動向を踏まえ、2020年のみならず2030年目標も視野に、COP19までに検討し発表するよう国内検討を強化・加速する必要があります。

日本では、2013年4月1日以降、国レベルの地球温暖化対策計画は不在の「空白状態」がまだ続いています。また、気候変動問題は政治的な議題として位置づけられておらず、オバマ米大統領が示したような、トップによるイニシアティブも日本には見当たりません。このままでは、世界とのギャップがさらに拡大し、国際的に貢献し、協調する国家としての存在感を薄め、ここでもガラパゴス化が進むばかりでしょう。

国際交渉のポジションづくりをする以前に、日本に根本的に求められているのは、気候変動の問題の再認識、国内の問題解決を図るための体制整備です。そして、2020年、2030年の自国の目標、温暖化対策計画の策定、具体的な政策措置、さらに途上国への貢献としての長期資金への約束などの方針を議論し決定していく必要があります。

自国の方針を持たないまま、自主的な二国間クレジットを提案することのみをもって、日本の温暖化対策への貢献と位置付ける現状が、全く不十分で世界に受け入れられるものではないことも認識することが必要です。

国内的に、日本のエネルギー・気候変動政策をめぐる課題は山積しています。原発も温暖化も激甚な災害をもたらすこと、脱原発と脱温暖化の共通解が省エネルギー・再生可能エネルギーにあることを基礎として、政策検討・強化を続ける必要があります。

お問い合わせ：特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<http://www.kiconet.org>)

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305

TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012、E-mail: kyoto@kiconet.org

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-210、FAX: 03-3263-9463、E-mail: tokyo@kiconet.org